女性活躍促進法

令和４年４月

社会福祉法人ふじの里　一般事業主行動計画

女性職員が活躍できる雇用環境を整備するため、女性の活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情についての分析を踏まえたうえで、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　令和４年４月１日～令和５年３月３１日

２．内容

≪　目　標　≫

職員一人当たりの有給休暇取得率を６０％以上とし、職業生活と家庭生活との両立を図る。

≪　対　策　≫

令和４年６月～

職員の毎月の有給休暇取得率をデータ化し、主任及び所長に情報提供する。

令和４年１２月～

有給休暇取得率向上について各事業所での取組の結果を振り返る全事業所ミーティングを行い、目標達成に向けた計画の見直しを行う。

女性の活躍に関する情報公表について

○　労働者に占める女性労働者の割合…８３％